

令和7年度第3回環境審議会発言要旨

令和8年1月28日

1 審議事項

令和8年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について

事務局より説明

○委員

資料1-1 3ページ 地下水の測定計画の（6）令和7年計画との主な変更点
（イ）継続監視調査において、都城市で1地点追加しているが工場などの跡地か。また、測定するフッ素は、無機系フッ素、有機系フッ素のどちらか。

○事務局

有害物質を使用していた事業場があった土地を形質変更する場合、土壤汚染対策法に基づき土地所有者に地質や地下水の調査義務が発生する。当該場所は過去にフッ素等の有害物質を使用していた事業場跡地である。

○事務局

無機系、有機系フッ素についてであるが、環境基準項目の「フッ素」として評価している。恐らくは、無機系フッ素と推測する。

○委員

資料1-1 2ページ 公共用水域の水質測定計画の（5）令和7年度計画との主な変更点において、志比田橋地点における測定回数を削減しているが、志比田橋付近は、かつて環境基準のBODが常に異常値を記録していた場所として有名だった。近年は、志比田橋付近の河川浄化が進んだと聞かすが、その要因はなにか。

また、花の木川については、近年環境基準を超過しており、測定地点が増えている。大淀川全体は下水道普及で綺麗になっているイメージであるが、この流域で汚濁が増加している原因は何か。

○事務局

志比田橋地点の水質安定化についてであるが、かつて大淀川上流域は全国一高いBOD値を示していたが、下水道整備や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換による生活排水処理率の向上、及び事業所による有機性排水の適切な浄化が進んだことが要因である。国、県及び市町村と連携した取組みが水質安定化につながっていると考えている。

○事務局

花の木川について、この流域では住宅地の造成により人口が増加しており、また多くの工場や農場がある。それらからの排水が複合的な要因となっていると考える。また、花の木川は汚濁負荷量に対して水の流量が少ないため、自然浄化能力が働きにくい環境である。対応として、支流の樋口川や野々木川の流域において複数の特定事業場があり、排水超過事例を確認しており、適宜、管轄保健所が改善指導を行っている。

○委員

花の木川の汚濁原因について、上流の住宅地は下水道処理区域であるか、合併処理浄化槽であるか。また、畜産系の排水負荷の割合などは調査されているか。

○事務局

生活排水処理状況であるが、山之口エリアなどは下水道が整備されている。他の地区は主に合併処理浄化槽であるが、中には単独処理浄化槽が残っているエリアもあり、転換がなかなか進んでいない場所もある。また、流域には食料品製造業の工場や、都城地区特有の畜産系農場が立地しており、河川に負荷がかかりやすく、他の河川に比べて特殊な状況と考えている。

○委員

資料1-1 3ページ 地下水の測定計画の(6)令和7年度計画との主な変更点
(イ) 継続監視調査で、日南市において測定項目ヒ素が環境基準を超過しているが、これはどういう理由か。

○事務局

当該地点は、海岸付近であり、日南海岸沿岸では、これまでもヒ素の環境基準超過を確認し、継続監視を行っている。日南海岸沿いを含む地層「日南層群」では、ヒ素が溶出しやすい性質があるとの学術報告もあり、県としては自然由来のものと判断している。周辺井戸の調査を実施した結果、環境基準超過は確認されていない。

○会長

修正意見はなかったので、原案の通り答申の準備を進める。

2 審議事項

第四次宮崎県環境基本計画（改定計画）の最終案について

○委員

資料2-2 5ページ 第2節「循環型社会の形成」について、優良産廃処理業者が関与し、適正性の確保が徹底されているものについて県内搬入を認めると見直されているが、見直し理由を教えてください。

○事務局

今回の規制緩和については、県民アンケートを実施したところ、県外産廃の搬入に「広く協力すべき」との回答が半数を超える結果となった。また、受入れ条件としては「安全性が証明されたものであれば容認する」との回答が最多であった。

県内の産業廃棄物処理は法令基準に則り安全であるが、国の厳しい基準を満たす「優良産廃処理業者」であれば安全性がより確保されると判断した。加えて、業界団体からの緩和についての要望や、災害廃棄物に関する他県との連携の必要性も踏まえ、見直しを行った。

○委員

資料2-3 58ページ IPCCの第6次評価報告について、より現実に即した表記にすべきと考える。

○事務局

より現実に即した表記に修正する。

○委員

今後、売電期間の満了や寿命を迎えた太陽光パネルの大量廃棄が予想されるが、有害物質を含む太陽光パネルの不法投棄や放置が懸念されるため、廃棄の相談などの現実的な支援についての記載が必要ではないかと考える。また、資料2-2 7ページ 第5章「重点プロジェクト」の再造林率90%という目標について、林業の後継者不足が深刻な中でどのように実現を考えているか。

○事務局

現在、国においてリサイクル制度に係る審議が進められており、県においても国の制度に沿った適正処理の指導を行っていく。また、資料2-3 50ページに排出事業者への相談を含めた指導対応、リサイクル施設設置への経費支援について記載しており、これらの取組を通じて不安の払拭に努めたい。

○事務局

再造林については、昨年度「再造林推進条例」を制定し、普及啓発や補助事業による負担軽減を行っている。令和6年度の再造林率は79%まで向上しており、今後も引き上げる取り組みを継続する。

○委員

資料2-2 6ページ 第4節「生物多様性の保全」の外来種を取り扱う事業者というのは、ペットショップを念頭に置いたものか。

○事務局

資料2-3 114ページに記載のとおり、まずはペットショップを念頭に置いている。それ以外にも外来種を扱う事業者がいれば、適切な管理を徹底するよう追記した。

○会長

資料2-3 58ページの一部表記を修正した上で、答申の準備を進める。